

補助金で暮らしをサポート

■市内全域を対象とした空家等活用促進モデル事業補助

地域活性化につながるような滞在体験、交流、体験学習、創作活動などの施設として空き家を活用をする場合、改修にかかる費用の一部を補助します。

- ☑概ね1年間使用されておらず、改修後10年間活用できる建築物
- ☑補助対象工事費の3分の2(上限250万円)
- ☑受付中～6月29日(金)
※書類審査・プレゼンテーション審査等あり。
- ☑建築課(☎0848-38-9347)

■尾道市空き家バンク地区の空家等改修支援事業補助

尾道市空き家バンクに登録している空き家を対象に、居住のために必要な改修費用の一部を補助します。

- ☑尾道市空き家バンクに登録している、次の地域の空き家
- 町全域:西土堂町、東土堂町、長江一丁目、西久保町、東久保町
- 車が入れない路地に面した区域のみ:東御所町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、尾崎本町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目
- ☑補助対象工事費の3分の2(上限30万円)
- ☑受付中～11月30日(金)
- ☑建築課(☎0848-38-9347)

■新開地区の空き店舗を活用した改修補助

新開地区(久保一丁目・二丁目)の遊休施設を活用して、新たに出店・開業する人へ補助金を交付します。

- ☑受付中～7月2日(月)
- ☑(一社)尾道観光協会(☎0848-36-5495)
まちづくり推進課(☎0848-38-9223)

■瀬戸田地区空き店舗活用支援事業

対象地域に出店する際、店舗部分の施設改修や備品購入にかかる費用の一部を助成します。

- ☑対象地域 瀬戸田歴史的風致地区
- ☑空き店舗や空き家を活用して新たに出店開業する個人事業主・中小企業者・NPO法人で、平成31年3月31日(日)までに開業できる人
- ☑補助対象経費の2分の1(上限250万円)
- ☑受付中～6月29日(金)(一次募集)
※書類審査・審査会等あり。
- ☑瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2210)

■市内全域を対象とした特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助

老朽化し危険な空き家の除却に必要な費用の一部を補助します。

- ☑次のいずれかに該当するもの
- 特定空家等
市が特定空家等の認定を行った建築物
※措置が命じられているものを除く。
- 不良空き家(次の全てを満たすもの)
 - ①概ね1年以上使用されていないもの
 - ②過半が住宅として使用されていたもの
 - ③構造の腐朽か破損などにより著しく危険性のあるもの
- ☑補助対象工事費の3分の2(上限60万円)
- ☑受付中～11月30日(金)
- ☑建築課(☎0848-38-9347)

■アスベストの除去等工事費補助

- ☑市内にある民間建築物
- ☑対象工事 建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込めや囲い込みに係る工事
- ☑補助対象工事費の3分の2(上限200万円)
- ☑受付中～10月31日(水)
- ☑建築課(☎0848-38-9245)

■土砂災害対策改修工事費補助

- ☑土砂災害特別警戒区域内の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満たしていない建築物
- ☑工事の完了報告が平成31年3月15日(金)までに提出できるもの。
- ☑補助対象工事費の23%(上限補助額75.9万円)
- ☑受付中～10月31日(水)
- ☑[改修工事の補助]
建築課(☎0848-38-9245)
[土砂災害特別警戒区域]
土木課(☎0848-38-9254)

■木造住宅の耐震診断・改修費補助

- 木造住宅の耐震診断 最高2万円
- 木造住宅の耐震改修 最高30万円
- 耐震シェルター等設置 最高12.5万円
- ☑次の全てを満たすもの
- ①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ③実際に住んでいること
- ④平屋建か2階建
- ※耐震改修は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象。
- ※耐震シェルターの別途要件(年齢制限等)は撤廃しました。
- ※耐震診断か改修工事が平成31年1月31日(休)までに完了できるもの。
- ☑受付中～10月31日(水)
- ☑建築課(☎0848-38-9245)
- ※これらの補助金は、予算が無くなり次第終了します。

健康・福祉

新たな障害福祉サービスなどの紹介

☎☑社会福祉課(☎0848-38-9124)

■居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、基本的動作の指導、知識付与などを行います。

■就労定着支援

就労移行支援などの利用を経て一般就労した人に、課題の整理や助言、企業など関係機関との連絡調整を行います。

■自立生活援助

病院などを退院して一人暮らしになった人に、生活に必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

■新高額障害福祉サービス等給付

- ☑介護保険サービスの利用者負担の償還を受けられることがあります。
- ☑次の要件をすべて満たす人
- ①65歳に達する前、5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた人で、障害福祉サービス相当の介護給付を受けている人
- ②住民税非課税か生活保護世帯の人
- ③65歳に達する前日に障害支援区分2以上であった人
- ④65歳まで介護保険サービスを利用してこなかった人

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☑日付期間 ☑場場所 ☑対象 ☑内容 ☑定員 ☑料金 ☑材料 ☑持ち物 ☑備考 ☑電子メール ☑ホームページ